

第7回 農業委員会定例総会 議事録

令和6年7月22日（月） 第一会議室 9:30～

○ 議題

議 長	（岡山 会長） おはようございます。 本日の出席委員は9名中9名で定数に達しておりますので会は成立です。 ただいまから、令和6年第7回龍郷町農業委員会定例会を開催します。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元にお配りした通りです。
《日程第1》	
議 長	（岡山 会長） 議事録署名委員の指名を行います。 本定例会の議事録署名委員は、会議規則第42条の規定によって、5番 福山道雄委員、及び6番 西田栄三郎委員を指名いたします。
《日程第2》	
議 長	（岡山 会長） 諸般の報告を行います。 諸般の報告については、活動記録簿の提出をもって報告とします。なお、特別に報告が必要な場合は、《日程第5》その場で発言をお願いいたします。
《日程第3》	
議 長	（岡山 会長） 議案第22号「龍郷町農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題とします。 議案第22号1番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。
事 務 局	（満尾 次長） 議案第22号の議案書をご覧ください。 龍郷町農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、1議案1件です。 龍郷町長より農業委員会の意見を求める件です。

	龍郷町農業振興地域整備計画の変更に係る意見について 令和6年7月22日提出
事 務 局	(満尾 次長) 変更後の用途は雑種地ではなく農業用施設用地に修正願います。 1 番 変更区分「除外」変更しようとする土地の所在、「龍郷町赤尾木字小平 1184 番 7」、現況地目「畑」、筆数「1」、面積「382 m²」、変更前の用途区分「畑」、変更後の用途「農業用施設用地」、補助事業との関連「なし」説明します。 申請者は、隣接する畑での作業のために機械室、道具室、ポンプ室倉庫、ビニールハウス、休憩室として利用するものである。 申請地は、農用地区域内に位置し、南側は農道に接し、北側及び南側・西側は農地である。使用する面積として申請変更面積は過大とは言えなく、現に利用権設定がされていないため、認定農業者等が目指す安定的農業経営や農用地の集団化がそこなわれているとは考えにくく今後も影響するものではないと考えられる。 このような要件から、周辺部農地への影響は少なく、変更はやむを得ないものと考えられます。この申請地においては、令和5年11月総会にて3条申請したところ、違反状態の解消の条件がでたことから今回、追認で許可を得ようとするものです。 以上で、議案第22号1番の朗読並びに説明を終わります。
議 長	(岡山 会長) ただ今の説明に関連して、赤尾木地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
3 番	(重山 委員) 議案第22号1番について、令和6年7月12日〇〇氏立会いのもとに議案表示の土地について、現地調査をいたしましたので報告いたします。 変更について意見が求められている 赤尾木字小平 1184 番 7 については、平成13年に指定を受けたのですが、指定後23年を経過した今日、立地条件、地域経済事情にも変動が見受けられます。 ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。
議 長	(岡山 会長) 次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。
1 番	(飯田 委員)

	議案第 22 号 1 番について、令和 6 年 7 月 12 日、会長・事務局・協議担当者 4 番 大江委員と飯田の 6 名により、協議したことについて、担当飯田が報告をいたします。 申請者・申請面積・申請内容・信用性について、協議では、追認案件であるが適当ではないかと思われます。以上で報告といたします。
議 長	(岡山 会長) ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。 質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。 議案第 22 号 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手全員です。 したがって、議案第 22 号 1 番は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	(岡山 会長) 議案第 23 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。 議案第 23 号 1 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。
事 務 局	(満尾 次長) 議案第 23 号の議案書をご覧ください。 非農地証明願いについて 1 議案 1 件です。 非農地証明交付申請の承認について 令和 6 年 7 月 22 日提出
事 務 局	(満尾 次長) 1 番 農地の所在、「龍郷町中勝字北二俣 2073 番」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農振地区域外」、都計区分「白地」、面積「211 m²」、権利種別「非農地証明」、所有者「〇〇氏 奄美市名瀬〇〇」 説明します。 申請地は、昭和 30 年頃から休耕放棄し、現在、狭小地のため今後も農地としての利用は不可能であるとして、非農地の証明を願いたいと申請しています。 資料として、「非農地現況調査意見書」を配布してありますので参考とし

		てください。 以上で、議案第 23 号 1 番の朗読並びに説明を終わります。
議	長	(岡山 会長) ただ今の説明に関連して、中勝地区代理委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
1	番	(飯田 委員) 議案第 23 号 1 番「非農地証明について」報告いたします。 令和 6 年 7 月 12 日〇〇氏立会いのもとに議案表示の土地について、現地調査ならびに関係人からの聴き取りをいたしましたので報告いたします。 申請地は、昭和 30 年頃から不耕作地となっており、現状は小石混じりの狭小地である状態で農地性を喪失しています。 申請に必要とする書類等については、議案に示されています。 ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。
議	長	(岡山 会長) 次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。
4	番	(大江 委員) 議案第 23 号 1 番について、令和 6 年 7 月 12 日、会長・事務局・協議担当者 1 番 飯田委員と大江の 6 名により、協議したことについて、担当大江が報告をいたします。 申請者・申請面積・申請内容・信用性について、協議では、小石が多く、農地としての再利用は難しいと考え、適当ではないかと思われます。以上で報告といたします。
議	長	(岡山 会長) ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。 質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。 議案第 23 号 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手全員です。 したがって、議案第 23 号 1 番は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議 長	(岡山 会長) 議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 議案第 24 号 1 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。
事 務 局	(満尾 次長) 議案第 24 号の議案書をご覧ください。 農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 議案 1 件です。 農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和 6 年 7 月 22 日提出
事 務 局	(満尾 次長) 1 番 農地の所在、「龍郷町赤尾木字大畑 1496 番 1」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農用地区域内」、面積「1,189 ㎡」、権利種別「有償移転」、譲渡人「〇〇氏 奄美市名瀬〇〇」、譲受人「〇〇氏 奄美市名瀬〇〇」。 説明します。 申請人は、農業を始めるため農地を取得しようとするもので、営農計画書にはバナナ、露地野菜を栽培し全て自家消費予定として申請しています。 以上で、議案第 24 号 1 番の朗読並びに説明を終わります。
議 長	(岡山 会長) ただ今の説明に関連して、手広地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
5 番	(福山 委員) 議案第 24 号 1 番について、令和 6 年 7 月 12 日代理人〇〇氏立会いのもとに議案表示の土地について、現地調査ならびに関係人からの聴き取りをいたしましたので報告いたします。 譲受人〇〇氏は、譲渡人〇〇氏から農業を始めるため、農地法の権限に基づく農地の所有権移転をしようとするものであります。 許可申請に必要とする添付書類等については、議案に示されています。ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。
議 長	(岡山 会長)

		次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。
1	番	(飯田 委員) 議案第 24 号 1 番について、令和 6 年 7 月 12 日、会長・事務局・協議担当者 4 番 大江委員と飯田の 6 名により、協議したことについて、担当飯田が報告をいたします。 申請者・申請面積・申請内容・信用性について、協議では、適当ではないかと思われます。しかし、事前協議時点で、申請者本人と直接連絡が取れていません。以上で報告といたします。
議	長	(岡山 会長) ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。
1	番	(飯田 委員) その後、申請人とは連絡が取れたのか。
5	番	(福山 委員) なかなか連絡が取れず、16 日ようやく連絡が取れた。会社勤めをしながら農作業従事日数 150 日を確保できるのかと確認した。
7	番	(恵島 委員) 申請人は、龍郷町内に親族はいるのか。
事	務	(満尾 次長) いないものと思う。
6	番	(西田 委員) 従事時間が数分であっても問題ないのか。
事	務	(満尾 次長) 従事日数に換算される。
4	番	(大江 委員) 作目について 果たしてこれだけの農業機械をリース等して耕耘するようであるが。
2	番	(柳 委員) 農業経験はあるのか。
議	長	(岡山 会長) 福山委員から農業経験について確認は取れたか。
5	番	(福山 委員) 農業経験はないとのことであった。

6	番	(西田 委員) 場所についてみなさんわかると思うが、風がかなり強いなかバナナ等は植えても難しいと思う。選定作目については、農業委員、農林水産課等で指導すべきようなものではないか。
7	番	(恵島 委員) 以前はそれいゆファームがマンゴーを作っていたところである。
議	長	(岡山 会長) 他に、質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。 議案第 24 号 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手なしです。 したがって、議案第 24 号 1 番は否決されました。
議	長	(岡山 会長) 議案第 25 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。 議案第 25 号 1 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。
事 務 局		(満尾 次長) 議案第 25 号の議案書をご覧ください。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、1 議案 1 件です。 農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。 令和 6 年 7 月 22 日提出
事 務 局		(満尾 次長) 1 番 農地の所在、「龍郷町戸口字ハサマ 1970 番」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分空欄→「農振地区域外」、次に、「龍郷町戸口字ハサマ 1974 番」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農振地区域外」、合計面積「625 m²」、権利種別「有償移転」、譲渡人「〇〇氏 神奈川県茅ヶ崎市〇〇」、譲受人「〇〇氏 奄美市名瀬〇〇」 説明します。 申請者は、現在奄美市に居住しており当該地に、住宅兼簡易宿泊施設を

		建設しようとするものであります。 申請地は、農振地区域外に位置し、北側は水路・公衆用道路（県道）を挟み集落が形成されている。東側は町道を挟み民家があります。宅地として使用する面積として申請除外面積は過大とは言えなく、現に利用権設定がされていないため、認定農業者等が目指す安定的農業経営や農用地の集団化がそこなわれているとは考えにくく今後も影響するものではないと考えられます。 以上で議案第 25 号 1 番の朗読並びに説明を終わります。
議	長	（岡山 会長） ただ今の説明に関連して、戸口地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
2	番	（柳 委員） 議案第 25 号 1 番について、令和 6 年 7 月 12 日、〇〇氏立ち合いのもとに聴き取りをいたしましたので報告いたします。 譲受人〇〇氏は、譲渡人〇〇氏から一般住宅並びに宿泊施設のため、農地法の権限に基づく農地の転用をしようとするものであります。 許可申請に必要とする書類等については、議案に示されています。 ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。
議	長	（岡山 会長） 次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。
4	番	（大江 委員） 議案第 25 号 1 番について、令和 6 年 7 月 12 日、会長・事務局・協議担当者 1 番 飯田委員と大江の 6 名により、協議したことについて、担当大江が報告をいたします。 申請者・申請面積・申請内容・信用性について、一般住宅のみであれば 500 ㎡の制限があるが、宿泊施設を併設することで適当ではないかと思われます。以上で報告といたします。
議	長	（岡山 会長） ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。 質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。 議案第 25 号 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙

	手をお願いします。 挙手全員です。 したがって、議案第 25 号 1 番は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	(岡山 会長) 議案第 26 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 6 項の規定による届け出について」を議題とします。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。
事 務 局	(碓山 係長) 議案第 26 号の議案書をご覧ください。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 6 項の規定に基づき農用地利用集積計画を別紙のとおり解約したので農業委員会の決定を求める。 令和 6 年 7 月 22 日提出 今月の利用権設定の合意解約は、使用貸借権 1 件、2 筆、1,375 m²です。総括表に、期間、面積、等詳細を記載しています。なお、2 行目の期間が「平成 31 年 3 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日」となっていますが、正しくは 1 行目と同じ期間です。訂正をお願いします。借り人、貸し人については、添付の通知書をご覧ください。 以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 6 項の規定に基づき、合意による解約の要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第 26 号の朗読並びに説明を終わります。
議 長	(岡山 会長) これより質疑に入ります。 ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。
6 番	(西田 委員) 2 月に解約を行っているが 7 月提出の理由は。
事 務 局	(碓山 係長) 現場での行き違いがあったため、確認に時間を要した。
議 長	(岡山 会長) 他に、質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。

	議案第 26 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手全員です。 したがって、議案第 26 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	(岡山 会長) 議案第 27 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。 本日配布しています総括表に記載されているとおり 4 件です。事務局より議案の朗読並び説明をお願いいたします。
事 務 局	(碓山 係長) 議案第 27 号の議案書をご覧ください。 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の決定について意見を求める。 令和 6 年 7 月 22 日提出 今月の利用権の設定は、賃貸借権 3 件、3 筆、5,690 m²、使用貸借 1 件、1 筆、974 m²、計 4 件 4 筆、6,664 m²です。なお、総括表の田の面積合計に誤りがありました。合計 1,960 m²を 974 m²に訂正願います。 議案書及び利用権設定明細に、借り人、貸し人、地目等詳細を記載していますので、お目通しください。 以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第 27 号の朗読並びに説明を終わります。
議 長	(岡山 会長) これより質疑に入ります。 ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。 質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。 議案第 27 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手全員です。 したがって、議案第 27 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

		した。
《日程第 4》		
議 長		(岡山 会長) 協議事項に入ります。協議すべきことはありませんか。 ・なし
《日程第 5》		
議 長		(岡山 会長) その他について何かございませんか。
4 番		(大江 委員) イノシシ防護柵について。 前面はしっかりしているが、背面から侵入している 河川から侵入しているようであるが、河川側にも防護柵を設置出来ない か。 報告の一環として報告いたします。
議 長		(岡山 会長) 他に、ございませんか。 なければ以上でその他を終わります。
議 長		(岡山 会長) これで、本日の日程はすべて終了いたしました。 会議を閉じます。 令和 6 年第 7 回龍郷町農業委員会定例会を閉会します。 お疲れ様でした。

閉会 午前 10 時 42 分